

## 重度心身障害者医療費助成ってどんな制度？

### 重度心身障害者医療費助成とは

心身に重度の障害ある方が病院などを受診した際、保険診療にかかった医療費の自己負担金について助成する制度です。

※本人または扶養義務者の所得が一定以上あるときは非該当となる場合があります。

#### <対象者>

- ① 身体障害者手帳（1・2級及び内部障害の3級）をお持ちの方
- ② 療育手帳（A）をお持ちの方
- ③ 特別児童扶養手当（1級）をお持ちの方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳（1級）を持っている方

#### <内容>

保険診療による自己負担金及び後期高齢者医療制度による一部負担金を助成します。ただし、附加給付や高額療養費は除きます。

#### <手続きについて>

初回の登録時には、障害者手帳、保険証、申請者名義の預金通帳、認め印を市役所までご持参ください。

医療機関、薬局等での支払時に受給者証を提示して請求された金額を支払ってください。後日、自己負担額（1医療機関500円）を差し引いた助成金が、指定された口座に振り込まれます。

#### <お問い合わせ先>

掛川市役所	福祉課 障がい福祉係	0537-21-1139
袋井市役所	しあわせ推進課 障がい福祉係	0538-44-3119

#### <その他>

身体障害者手帳1～3級及び4級の一部に該当を認められた方は65歳から後期高齢者医療の申請ができます。身体障害者手帳、保健証、認め印をご持参の上、下記に申請してください。

掛川市役所	国保年金課 後期高齢者医療係	0537-21-1143
袋井市役所	市民課 保険サービス係	0538-44-3191

令和7年1月 地域医療支援センター作成



掛川市・袋井市病院企業団立  
中東遠総合医療センター